

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の一部を改正する法律 案要綱〔未定稿〕

第一 厚生年金保険法による保険給付に係る加算金

社会保険庁長官は、厚生年金保険法による保険給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者（未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、被保険者に関する原簿に記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合において、当該裁定に基づき未払となっていた保険給付を支払うときは、当該保険給付を本来支払うべきであった日の翌日から当該裁定が行われた日までの日数に応じ、当該未払となっていた保険給付の額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）を乗じて計算した金額を加算するものとする。

第二 国民年金法による給付に係る加算金

社会保険庁長官は、国民年金法による給付を受ける権利を有する者又は当該権利を有していた者（未支給の年金の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、国民年金原簿に記録した事項の訂正がなされた上で当該給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合において、当該裁定に基づき未払となっていた給付を支払うときは、当該給付を本来支払うべきであった日の翌日から当該裁定が行われた日までの日数に応じ、当該未払となっていた給付の額に年7.3パーセントの割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）を乗じて計算した金額を加算するものとする。

第三 施行期日、適用関係、費用負担等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 第一及び第二は、被保険者に関する原簿又は国民年金原簿に記録した事項の訂正がこの法律の施行日前になされた場合において当該訂正に係る保険給付又は給付を支払うとき（既に支払っていたときを含む。）についても適用するものとする。

三 加算金の支払に要する費用は、厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付に要する費用に準じて負担するものとし、その他厚生年金保険法及び国民年金法の規定の加算金への準用について所要の規定を整備すること。

四 加算金の支払のための手続その他について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。

五 その他所要の規定を整備すること。